

となつてゐる。

以上がモデルの大まかな前提であるが、この前提から次の二つの結論が導きだされる。

第一に、相手国が平和の誘いに乗つてくる可能性が低く、それゆえ、自國がカモにされる可能性が高い場合、平和への移行を試みようとする可能性が最も高いのは、タカ派の政党が政権に就いてる場合である。なぜなら、自國がカモにされる可能性が高いにもかかわらず、平和への移行が試みられる場合、それがもともと平和主義的な看板を掲げているハト派の政党によって行なわれると、そのハト派の政党が平和ボケした穩健派によつて支配されていることが明らかになるのに對し、その平和への移行が、もともと好戦的な看板を掲げているタカ派の政党によつて試みられると、そのタカ派の政党がバランス感覚に優れた中道派によつて支配されていることが明らかとなるからである。有権者は中道派の選好をもつて、結局、平和への移行を試みる稳健派

のハト派政党は選挙に負けてしまつが、反対に、中道派のタカ派政党は平和への移行を試みることで選挙に勝つことができるのである。

第二に、長期的に継続する平和を最も生み出しやすいのは、平和への移行がタカ派の政党によつて開始された場合である。まず、自國がカモにされる可能性が高いにもかかわらず平和への移行を試みるハト派の政党は、平和ボケした稳健派によつて支配されている、ということは上述したが、このとき、相手国はこの平和ボケした稳健派に支配されているハト派政党をカモにしようと画策するため、平和は長期的には継続しない。一方、このような相手国への信頼が低い状況で平和への移行を試みるタカ派の政党は、バランス感覚に優れた中道派によつて支配されているので、相手国は、同政党を協調の良きパートナーとみなすようになり、結果的に協調は長期的に継続するのである。

以上が本論文の要旨であるが、議論の展開において、政党間競争や有権者とい

ければ、宝の持ち腐れとなつてしまつてゐる。(広瀬健太郎)

### パブリック・ディプロマシー論 —イギリスとカナダの比較

Rhiannon Vickers, *The New Public Diplomacy: Britain and Canada Compared*. (*British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 6, No. 2, 2004, pp. 182-194.)

ロマシー(PD)論もまた、伝統的な外交へのアンチテーゼとして、提示されている。ソフト・パワーを援用する議論と同様、PDに関する議論は、書き手の政策的・政治的な意図が露骨に反映するものが少なくない。ある新味のある用語が登場すると、それに飛びついで国際関係を語る人が同時多発的かつ爆發的に増大する、ということもまた、グローバリゼーションの効果なのであり、PD論もその例外ではない。

フランソワ・トリュフォーの傑作「突然炎の」とく」(一九六一年)に、外交官を志望する一人の主人公が登場する。時は戦間期、外交官になりたい旨相談するが、大学教授は彼が貴族の出かどうかを訪ねる。そうでないと答えた彼に対しても、教授はそれならやめたほうがよい、とジャーナリストになることを勧め、彼もその道を選ぶ。

こうした「会議は踊る」的な外交イメージは、何度も批判的となつてきました。ここ数年流行のパブリック・ディプロマシーは、何度となく批判的となつてきました。

意味合いが混在している故である。以下では形容詞の場合はカタカナで、名詞の場合は「公衆」と暫定的に表記する。

近年、外交の受け手としてではなく、主体として公衆が参加するようになつた変化に対応するために、従来の外交関係者が、外交の再発明(reinvention)が必要である、という認識を抱くようになった。その背景には、(1)外交が一部の階級のみによる先天的な技量を必要とするものではなく、誰にも利用可能な後天的な技量によって可能な行為であると理解されるようになつたこと、(2)外交使節団を派遣する、といった莫大な予算を削減したいと望むようになつてきたこと、(3)外交や対外政策に影響を与えるさまざまな外生的な要因が生じたこと、がその背景となつてゐる。

その外生的要因とは、①グローバリゼーション、②情報革命、③メディアの地盤規模化、二四時間化、④トランクスナショナルな主体の情報の共有や公開能力の拡大、⑤民主国家の批判的な市民の活動

った民主主義的な要素が重要な位置を占めていることがわかる。これは、国際紛争において民主主義がどのような役割を果たすのか、というシユルツが今まで追求してきた大きな問題関心の一つの現われと言えるであろう。もちろん、ハト派よりもタカ派のほうが平和に貢献しやすくなるという議論は、今までにもなされてきたが、それを国際政治と国内政治のリンクageという観点から捉え直し、議論の精密化を図ろうとした点に本論文の意義がある。

ただ、モデルの現実的妥当性を歴史的事実に照らし合わせてテストする段階では、荒い作業が行なわれないと言わざるをえない。モデルは、利得や信念といふたままで、パラメータの値に応じて複数の均衡解を予想するが、実証の段階で各パラメーターをどう測定するのかについての理論が欠けているため、どうしても恣意性を免れない。いくら精密なモデルを作り出しても、それを十分に使いこなすためのマニュアルがない。

の拡大、⑥環境問題など地球規模の複雑でトランクションナルな課題の登場、⑦冷戦の終焉と「人間の安全保障」に代表される、外交担当者以外を多数巻き込んだ交渉が必要な事象の増大、などである。こうしたことから、好むと好まざるとにかかわらず、外交担当者以外の多数の主体が複雑に外交や対外政策に関与せざるをえなくなつて、「ことへの対処として、P.D論が登場する。

政府の側からみれば、こうした文脈のなかで、国家が相手に強制するのではなく魅了することによって、自国の価値を輸出し、自国の評判を高めるために、外交の分野で市民が大きな役割を果たす、という認識が高まるうことになる。シートルでのテモや地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）運動が示すように、トランショナルな活動が国家中心的な外交に大きな影響を及ぼすようになったことは、P.D論をさらに後押しした。

次にヴァイツカースは、カナダとイギリスを比較する。カナダの場合、DEF A

しする様子はないため、今後は不透明である。

イギリスのP.Dはより明らかといふと依然として国家中心的であり、また自国民の関与や関心もそれほど高くはない。翻つてカナダのP.Dはより包括的であるが、これは市民の政治・行政への関与の強い伝統がある」とが理由となっていり、というのがヴァイツカースの結論である。

このようないくつかの国際比較論は、もちろん日本のP.Dをどう発展させていくか、という方向性で読み込むことも可能であるし、必要である。ただし同時に、同じ「市民」といつても国際的な関与や関心の伝統の厚みや特徴しだいでP.Dへの関与の仕方が分かれる、といふことも興味深い知見である。あるいは、P.Dが、論理的にはナショナルな価値の向上に必ずしも結びつかないトランクションナルな活動を、黙示的であれ明示的であれナショナルなものに回収していく、という契機を孕んでおり、その緊張関係を観察

I-T（外務貿易省）の内部に作られた対外政策開発センター（Canadian Centre for Foreign Policy Development）を中心になって、「市民社会と共に活動する」スタイルのカナダ外交の再編成をめざしていった。こうした動きを促したのは、当時の外相ローリー・アックスワーザーのイニシアチブでもあり、その背景には、非政府組織（NGO）と強固な連携を図ることによって、ミドル・パワーであることによって、ミドル・パワーでありますながらも多国間交渉で影響力を發揮する、という新たな2レベル・ゲームの実現をめざす、という意図があった。カナダがNGOや市民社会と緊密に協力した外交を行なう、という伝統の「発明」がなされた背景にはそうした狙いがある。しかし、カナダの人々が思っているほど他国の人々はカナダを重視していない、というイメージギャップは、そつ埋まっていないし、カナダ外交が本当に強化されたかどうかも議論の余地がある。

そのイメージの問題により焦点を置いたのが、イギリスのP.Dであった。海外

におけるイギリスやイギリス外交のイメージがあまりに旧態依然としていることから、外務連邦省は若い世代に最先端のイギリスのイメージを移植し、イギリスの再ブランド化（rebrand）を試みるようになる。労働党政権はこの取り組みのためによみよみな報告書（CD-ROM、パンフレットなどを作成した。当時の外相クックもP.Dに非常に力を入れ、また市民社会との連携も視野に入れた発言を行なっていた。

一方、国際開発省（DFID）はさらになにカナダに近い市民社会との連携を摸索した。その中心となつたのは一九九九年から二〇〇一年の間、副大臣であつたビーター・ハインであった。彼の演説やパンフレットでは、国益以外の環境問題などの新たなグローバル規範（new global imperatives）へ対応することが外交課題であるべきである、という明確な主張がなされた。ただしクック退任後のストローネルギー相転出後のハインもP.Dを後押

する」とも學問的な検討に値する」とのようと思われる。（坂崎厚士）

#### 条約当事者の事後の慣行による 条約の修正

Robert Kolb, La modification d'un traité par la pratique subséquente des parties: Note sur l'affaire relative au régime fiscal des pensions versées aux fonctionnaires retraités de l'UNESCO résidant en France; sentence du 14 janvier 2003. (*Revue suisse de droit international et de droit européen*, tome-14, 2004/1, pp. 9-32.)

構の退職職員が受け取るべき年金に対しても適用があると主張したのに對し、フランスは、本条項は現役職員にしか適用されず、退職職員の居住国たるフランスには課税控除を宥恕すべき義務はないとした。本件紛争を審理した仲裁裁判所は、二〇〇三年一月一四日に、右の争点をめぐる本部協定第二十二条の解釈につき、同条項は退職職員に對しては適用がないこと、したがつてフランスは、退職職員の年金に對して課税する自由を有する旨の判断を下した。

本論文は、ユネスコ对フランスの右の事件において、仲裁裁判所が展開した条約解釈につき、これを当事者の事後の慣行による条約の修正という觀点から批判的に考察したものである。著者のローベル・コルブ（スイス、ニューシャテル大学教授）は、国際法の基礎理論の分野を中心に近年おびただしく、数の論考を次々と世に問うており、その目覚しい活動が注目される氣鋭の学者である。